

郡山市上下水道局週休2日促進モデル工事实施要領

令和4年4月22日制定

令和8年9月30日一部改正

〔上下水道局総務課〕

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を促進するため、郡山市上下水道局が発注する建設工事（修繕を含む）において週休2日促進モデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息を含む）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息を含む）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息を含む）日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所（現場休息を含む）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うとされている場合は、受発注者間で、協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所に指定するものとする。完全週休2日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。
- (4) 対象期間とは、現場着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。
- (5) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 現場休息とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (7) 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達した状態をいう。

月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。

- (8) 受注者希望型とは、受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに月単位の週休2日の実施可否について、監督員と協議した上で取り組む方式をいう。（通期の週休2日は必須）
- (9) 発注者指定型とは、発注者が週休2日等（原則として、月単位を指定）に取り組むことを指定

する方式をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事等は、本市上下水道局発注の工事及び修繕すべてとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事等は原則として対象外とすることができる。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事等であっても、別途定める「郡山市上下水道局週休2日交替制工事实施要領」に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

- (1) 緊急性のある工事等
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要とされる工事等（供用開始時期が決められている工事等）
- (3) 出水期における河川区域内工事で作業時間の制約が厳しい工事等
- (4) 対象期間（本要領第2条第4項参照）が1か月（約30日）未満の工事等
- (5) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事等

2 対象外とした工事及び修繕であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象工事とすることが出来るものとする。ただし、施工途中での協議は認めないため、施工計画書提出前までに協議することとする。

(実施方法等)

第4条 モデル工事の実施方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日等の実施可否について監督員と協議するものとする。
- (2) モデル工事に取り組む場合、受注者は、施工計画書に週休2日相当の休日を確保した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。
- (3) 受注者は、対象期間中、工事現場にモデル工事の対象である旨を明示するものとする。
- (4) 受注者は、工程表で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とするものとする。
- (5) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- (6) 受注者は、毎月、工事履行報告書に現場閉所の実績を記入した実施工程表等を添付し、監督員に提出し、監督員は実績を確認するものとする。
- (7) 受注者は、監督員から求められた場合、下請企業を含めた全労働者の休日取得状況について、出勤簿、工事日誌等の工事現場労働者勤務状況がわかる書類を添えて週休2日等の達成状況を報告し、監督員は実績を確認するものとする。
- (8) 監督員は、受注者の週休2日等の取り組みに対し支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日に作業が生じないよう適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

(積算方法等)

第5条 モデル工事の設計価格は、工事費の補正を行わないものとする。

(特記仕様書等)

第6条 モデル工事については、受注者希望型又は発注者指定型の工事である旨等を特記仕様書等に記載するものとする。

農業集落排水事業による工事は、受注者希望型とする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定は、達成状況により該当する項目を別表第1により加減点するものとするが、令和9年3月までに起工するものについては、減点評価を行わない。

なお、令和9年度4月以降に竣工検査を実施する工事は、評価しない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

また、上記や福島県土木部設計積算システムを利用する際は、「福島県土木部週休2日等工事試行要領の運用」を参照することとする。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

ただし、建築関連工事については、令和7年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

工事成績評定の採点

区分	未達成	4 週 8 休以上	完全週休 2 日	備考
受注者希望型	加減点なし	1 点加点	1 点加点	第 1 評定 5 創意工夫
発注者指定型	加減点なし	2 点加点	3 点加点	第 1 評定 5 創意工夫
	d 判定			第 1 評定 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」
	評価対象項目 3 を評価しない (×とする)			第 2 評定 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」

備考 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」の評定については、受注者の責により 4 週 8 休以上の現場閉所率
が確保できなかった場合に行う。